

平成29年度第3回三重県障害者施策推進協議会 議事概要

日 時：平成30年2月21日（水）10時00分～12時00分

場 所：三重県勤労者福祉会館 6階 研修室

出席者：委員16名（井坂委員、伊藤順子委員、伊藤雅彦委員、河原委員、貴島委員、古謝委員、児玉委員、佐伯委員、三瀬委員、式井委員、中谷委員、西田委員、西村委員、日紫喜委員、松田委員、松原委員）

1 あいさつ

2 事項

（1）次期「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（最終案）について【資料1】【別冊】

＜資料に基づき事務局から説明＞

＜主な質疑・意見等＞

【委員】

障害福祉計画で数値目標が定められていますが、この協議会で市町の積み上げ数値を検証することの重要性はあるのでしょうか。

また、圏域の障害福祉計画については、どこで県の施策と整合を取るのか教えていただきたい。

【事務局】

計画についてはPDCAサイクルに沿って検証を行います。

また、圏域との関係について、圏域毎にPDCAサイクルに諮っていくということではありませんが、自立支援協議会等いろいろなところで協議されていくと思います。

【委員】

では、圏域の重要性というのは何があるのですか。

【事務局】

圏域毎にサービスの偏りがいないか、どのような状態にあるのかを確認する必要がありますので、実際には様々な機会を通じて見ていく形になります。

【委員】

南北に長い三重県の地域特性があっても良いのだから、それをフラットにするという考え方は少しおかしいのではないかと思います。熊野、尾鷲、紀南等では高齢の方が多くみえるので、施策が変わってくると思いますが。

【事務局】

フラットにするというわけではなく、不足しているところ、満たしているところについて検証していくということです。地域性は非常に重要なことでありまして、フラット化していくという考え方ではありません。

【委員】

施策推進協議会は、計画の期間中、おそらく年二回ほど開催されると思いますが、これまでも目標に対する経過の数値が出されているので、今後もそういった形で検証していくものと思います。

また、圏域ごとの対応については、自立支援協議会の方が議論の場として進むと理解しています。

【委員】

5 ページ「(1) 多様性を認め合う共生社会づくり」の「障がい者に対する差別の解消や虐待の防止に取り組むとともに、合理的配慮の提供につながるユニバーサルデザインや手話などの取組を進めます。」の部分について、点字は視覚障がい者の私達にとって必要な文字であるので、手話とあわせて点訳という表現を入れていただきたいと思っています。

【事務局】

いただいたご意見については、そのようにさせていただきます。

【委員】

58 ページ「2 就労と促進」の「現状と課題」の①では、「平成 30 (2018) 年 4 月から新たに精神障がい者が法定雇用率の算定対象となることや」というように、具体的に就労問題が書かれていますが、視覚障がい者についての就労についても、もう少し具体的に考えていただきたいと思っています。

【事務局】

身体障がい者の方にも、聴覚障がいや視覚障がい、内部障がい、その他いろいろあると思いますので、特にどの障がいだけ、というふうに取り上げるのではなく、それぞれの障がい特性に応じたという形で進めて行きたいと考えています。

【委員】

80 ページの「(1) 防災対策の推進」では、④、⑤、⑥と聴覚障がい者の方にはたくさんの方の支援、対策が講じられていますが、視覚障がい者の防災に対する事業、対策が何もないように思います。このあたりをしっかりと取り組んでいただきたいと思うのですが。

【事務局】

聴覚障がい取組については、聴覚障害者支援センターができた時に、聴覚障害者協会から、これらの事業を行うということで、指定管理者として手をあげてこられたという経緯があります。

【委員】

そうすると、視覚障害者協会の方から言わなければいけない、ということですか。

【事務局】

県の視覚障害者支援センターでも、防災訓練など防災・防犯の取組をいろいろやっていたと思います。視覚の方も、書いていないからやっていないということではなく、逆に書き漏れがあって、何か書けることがあるはずですので、記述させていただきたいと思います。

また補足になりますが、聴覚の方と視覚の方では、災害時の支援の形が異なる部分があります。聴覚の方は事前に名簿を貰って対象者を把握し、センターが中心となって支援していくという形を築いていますが、視覚の方は、協会や市町が中心になって支援するということにしないと上手く動かないといった、障がいの特性もあり、県の関わり具合が違う部分もあるのではと思います。

いずれにしても、県は防災に力を入れておりますので、視覚、聴覚、また障がいの有無に限らずしっかりやっていきたいと思います。

【委員】

104 ページ⑥「c) 奉仕員養成研修事業 点訳または朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員および朗読奉仕員を養成します。」の部分について、視覚障がい者が一番困るのはやはり代筆、書くことが困難ですので、代筆・代読を入れていただきたいと思います。家庭で書類を書いてもらうなど、書くことが一番困るので、専門性のところへ代筆・代読を入れていただきたいと思います。

【事務局】

こちらのページは、県の地域生活支援事業の対象を記載しており、代筆・代読奉仕員は、公益財団法人の介護労働安定センターが実施されている同行援護の研修のカリキュラムの一つに位置づけられています。

【委員】

同行援護の代筆・代読はもちろんですが、ヘルパーがいない時、例えば鍼灸マッサージのレセプト、保険申請の書類等は家族やガイドにも書いてもらうことができません。そのような専門的なことも書いてほしいと思うので、お願いしたいのですが。

【事務局】

国の通知等で記載する事項が決められておりますので、記載するのは難しいかと思いますが、いただいたご意見は今後の県の取組に活かしていきたいと思っております。

【委員】

今回の最終案はゴシック体になっていますが、印刷もこの字体でいくということでしょうか。

【事務局】

今の形がそのまま冊子になるイメージです。

【委員】

中間案は文字が小さかったですが、今回は文字も図表も大きめになって、全体的に少し見やすくなっていると思います。

【委員】

障害福祉計画の数値目標等は積み上げということですが、83ページの地域移行の目標で、前プランの地域移行者数の目標 184 名に対して現状 37 名。また、施設入所者数の減少見込の目標 72 名に対して現状 10 名と、前プランでの目標達成が難しい状況で、今回、地域移行者数の目標 150 名、施設入所者数の減少見込の目標は 51 名と設定されていますが、どのような理解でこのような目標となったのか教えていただきたい。

また、83ページの地域移行や施設入所者数の関係と、94ページのサービスの種類ごとの必要な量の見込の2020年度の施設入所支援サービス量の人数、99ページにある入所施設の必要入所定員総数の数字の違いについて、どのように理解すればよいのか。

もう一点は、地域生活支援拠点に関しても、87ページにあるように前回のプランの目標が15か所で、現状が0。今回の目標は9圏域全てでやるとなっています。この1か所の数え方を教えていただきたい。

【事務局】

一点目、地域移行に係る目標設定については、国の基本指針において、地域移行者数は9パーセント以上、施設入所者数減少見込は2パーセント以上の削減という形が示されています。

これに基づき、各市町で検討されたものが、各市町の計画で定められ、それを集計したものを県の計画として設定しています。

現状、実績に比べ非常に多い人数となっている中、具体的な目標達成に向けた施策は、第2章の中で取組を記載しています。地域移行に向けたご本人への支援、相談支

援の充実、地域で生活できる支援体制の充実等に取り組み、目標達成に向けて進めていきたいと考えています。

83、94 ページの各数値については先程述べたように市町の数値を積み上げたものです。99 ページの入所定員総数については、障がい者個々の状態に応じてきめ細かく中長期的な取り組みが必要であること、また、待機者等の方もみえるという現状を踏まえ、数値を設定しています。

地域生活支援拠点については、障害福祉サービスのように指定基準が定められているものではありません。ただし、国からは求められる機能として、87 ページにあるように、例えば相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応、専門性の確保であったり、地域をコーディネートする機能、これらが集約された拠点が必要であろうという形で示されています。

具体的にこれらの機能がどの程度まで整備されたら拠点とみなされるかについては、各地域の状況に応じて、各圏域、市町等の協議会でそれらの機能が整備されたと判断された時点が、拠点が整備されたということになるかと思えます。

【委員】

地域移行は非常に大事なテーマですので、ぜひこの計画に沿う形で拡大していけばと思うのですが、94 ページの共同生活援助の数値を見ると、2020 年度で 1,787 と、平成 29 年 10 月と比べて 351 の差があります。351 というのは、サービスの延べ人数になるわけですが、グループホームでいえば何か所分ぐらいの人数と想定すればよろしいのでしょうか。

【事務局】

グループホームの上限が 10 人までなので、割り算すると 35 か所という形になるかと考えています。

【委員】

単純に割れば、年に 10 か所ぐらいずつとなりますが、いろいろなところからの働きかけが必要ではないかと思いました。

【事務局】

確かに 35 か所というとハードルが高いと思いますが、介護保険の事業所が障害福祉サービスの指定を受ける共生型サービスというのも出てくるかと思えますので、それらも踏まえてチャレンジングではありますが、必要な数字でもあるので、頑張りたいと考えています。

【委員】

57 ページのパーソナルカルテについて、「市町教育委員会と連携して」書かれています。高等学校や特別支援学校は県立の学校が多いと思いますが、子どもが住んでいる市町が主となって、パーソナルカルテの活用についての助言などを行うのでしょうか。

【事務局】

パーソナルカルテは、県内在住の支援の必要なお子様全てを対象にしたものと考えております。小中学校については、主に市町教育委員会の所管になりますので、そこで展開できるように市町教育委員会に働きかけをしています。

特別支援学校や高等学校については、県が直接所管していますので、直接学校に対して働きかけているということで、認識いただければと思います。

県内の小中学校のほとんどに特別支援学級が設置されておりますので、特別支援学級に在籍しているお子様達には必ず持ってもらいたいということも含め、100%というのを指標として取り組みを進めている状況です。もちろん、特別支援学校については100%となっております。

高等学校については、中学校から引き継がれたカルテ等を活用してください、という取り組みを進めている状況です。

【委員】

うちの子もパーソナルカルテを貰ったことがあるのですが、実際には活用していないのが現状です。今後 100%にしていくにあたって、既に持っているお子様、親御さんがどのように活用したらよいのかというのを再度説明いただけるとありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

もう一点、57 ページに専門性の向上とあります。うちの子は視覚に障がいを持っており、盲学校で歩行の訓練を受けていますが、三重県は歩行訓練士が少ない状況で、県の健康福祉部との意見交換会等でもお願いしているところではあります。先程 104 ページのところでも、専門の方の派遣という話がありましたが、歩行訓練士を増やすというような文言がないのですが、どこかに入っているという認識でよいのでしょうか。歩行訓練士が少ない現状を踏まえ、歩行訓練士の育成という文言があると、保護者としてはありがたいなと思うのですが、教えて下さい。

【事務局】

104 ページについては、国の要綱等に基づく地域生活支援事業に係る部分の記載になっているため、記載ができない形になっております。

【委員】

今後、障がいのある方がどのような部分で困っていて、それが制度にないのであ

れば、制度に載せるようお願いするなど、話し合いを持つことが大切だと思います。

【委員】

専門性の向上ということで、特別支援学校の先生などが小中学校に指導しますと書かれていますので、特別支援学校の先生などが歩行訓練士やその他資格を取得できる、研修期間を持てるような体制を整えていただけるとありがたいなと思います。

【委員】

今回の最終案は、前回の中間案から見ますと、教育関係のことが追加されて書き込まれているという感じを受けました。やはり、具体的なサービスだけでなく、障がい者に対する理解、そういったものを進めるためには、教育のところから必要ですので、そういった意味では中間案からすると一歩二歩進んだのかなという感じを受けました。

【委員】

52 ページにある、「小中学校において、総合的な学習の時間や特別活動等を活用して、福祉施設訪問や特別支援学校との交流等、障がい者との交流やバリアフリー体験などによる体験的な学習に取り組みます。」という文章がありますが、ここにあるバリアフリー体験というのは、障がい体験のことを指しているのでしょうか。

安易な障がい体験をすることによって、かえってお気の毒な人だというような気持ちを高めてしまうので、それよりは、視覚に障がいがあったとしてもこれができるよ体験的なものを最近するようになってきていると思いますが、この一文が残ることによって、また障がい体験が推進されてしまうのではないかなという心配がありますが、いかがでしょうか。

【事務局】

直接所管しているのは小中学校教育課ですが、特別支援教育を進めていく上で、ご意見をいただいたような部分で、共同学習を進めているところです。

ねらいとしては、障がいのない子が、障がいのある子・人をどういうふうに理解していくのかということが、大切であると思っております。その中で、例えばこういうふうに見えているんだよとか、聞こえているんだよ、というものがあるのかもしれませんが、今ご心配いただいた部分については、安易な形にならないように、当然留意していかなければならないことと思います。

特別支援学校の子どもたちが小中学校の子どもたちと交流していく経験というのをとにかく重ねたい、量をまず増やしていかなければいけないと思っている中で、今後もこのような取組を進めていきたいと思っておりますし、今いただいたようなご意見というのは十分留意しながら、進めていきたいと思っております。

【委員】

12 ページの表に障がい種別ごとの人数が出ていますが、その下にところに「※各年 4 月 1 日現在」と書いてあります。これは、この表にはふさわしくないと思います。中間案では、平成 29 年 4 月 1 日現在となっており、各年 4 月というのはこの表はあまり関係ないと思いますので訂正をお願いします。

それから 74 ページ、一番下の⑩のところ、三重県アルコール健康障害対策について書いてありますが、文中にも①や②などの記述があり、混乱するのではないかなと思いますので、文中のこの記号は別のものを使ったほうがよいと思います。

128 ページですが、真ん中あたりに「ニューロングステイを生まない新たな仕組みづくり」と書いてありますが、このニューロングステイというのは分かりにくいのではないかと思います。用語解説にも書いてありませんし、別の標記の方がよいのではないかと思います。

次に、用語解説のところ、感想になってしまうかもわかりませんが、少し分かりにくい表現になっているのかなというふうに感じました。

例えば最初にアウトリーチというのが出てまいります、「入院という形に頼らず地域で生活することを前提に」となっていますが、入院という形に頼らずにという、いかにも精神障がい者の入院という、そこを念頭に置いた表現なのかなと。文中に在宅精神障がい者等と書いてありますが、アウトリーチというのは別に精神障がい者に限らず、サービスを自ら希求しない、求めない人たちに対して、専門家の方から呼びかけるという意味合いですので、狭い感じではないかなと思います。

次のアクセシビリティにしても、「利用者が製品や建物」というような、サービスということも書いてありますが、ちょっと分かりにくい表現なので、アクセスのしやすさとか、利用のしやすさとか、そのような言葉が入ればもっと分かりやすくなるのではと思います。

同じように、一番最後のエンパワメントのところも、下から二行目に「内発的な力を持ち」という表現になっていますが、これも分かりにくい表現ではないかなと、可能性を引き出すとか、もっと分かりやすい表現の方がよいと思います。

次の 152 ページの合理的配慮のところですが、合理的配慮を説明する文章になっているのですが、一番最後のところが、「必要かつ合理的な配慮」ということで、合理的配慮を説明するのに、一番最後が合理的配慮というのはどうかと思います。

それから、154 ページの成年後見制度もありますが、ここのところに補助とか保佐とか後見というような言葉が入ったほうが、より分かりやすいのではと思います。

それから 155 ページのバリアフリーのところ、社会的、制度的、心理的というバリアがあがっていますが、4 つのバリアというのがよく言われることですので、情報のバリアも入れてはどうかと思いました。

156 ページの PDCA サイクルについて、一般論では確かに「事業活動における生産管理や品質管理」ですが、ここに掲載するためには、福祉サービスを念頭においた PDCA サイクルの説明の方がいいのではないかと思います。

最後になりますが、157 ページに自立支援協議会というのが掲載されています。その前の 154 ページにも（自立支援）協議会と 2 つあるわけですが、ここの説明が少し分かりにくいかなと思いますので、どちらも自立支援協議会のことを言っているのしょうけれども、少し整理したほうが良いかと思います。

【事務局】

ありがとうございます。しっかり対応させていただきます。

【委員】

中間案でもしっかり吟味していただきました。そして今日も最終案につきまして、いろいろご意見をいただきました。これらを踏まえて、議会の方に上げていく最終案が出来上がっていくかと思います。ぜひ、今日出された意見につきましても、可能な限り反映していただければと思います。ありがとうございました。

（2）三重県障害者自立支援協議会開催結果報告について【資料 2】

<資料に基づき事務局から説明>

<主な質疑・意見等>

【委員】

先程、他の委員から質問のあったことに関連するのですが、施策推進協議会と自立支援協議会の連携というか、そういうものが目に見える形で取れるようになればもっと良いかなと思いました。そのあたりも是非検討をお願いしたいと思います。

それから、今回、自立支援協議会の報告ということで承るしかないので、地域移行がなかなか進まないということが一つの課題ではないかなと思うのですが、地域移行課題検討部会で作成した地域移行アセスメントシートの活用について、ぜひ今後取り組んでいただければと思います。

【事務局】

いただいたご意見につきましては、今後しっかりと取り組んでいきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(3) 平成 30 年度当初予算の状況について【資料 3】

<資料に基づき事務局から説明>

<主な質疑・意見等>

【委員】

③地域公共交通バリア解消促進事業について、今年度実施される駅名が分かれば教えてくださいいただきたいのですが。

【事務局】

平成 30 年度につきましては、五十鈴川駅、阿倉川駅、桜駅の 3 つの駅のバリアフリー化事業の実施を予定しております。

【委員】

平成 29 年度で予定していた事業は完成したのですか。五十鈴川駅は今年度も入っていたような気がするのですが。

【事務局】

本年度は、北の方から近鉄四日市市駅、津駅、久居駅、名張駅、松阪駅の内方線の事業を実施しております。それから、近鉄鈴鹿市駅、霞ヶ浦駅のバリアフリー化の事業を実施しております。

なお、五十鈴川駅につきましては、平成 29 年度も当初予算に計上しておりましたが、今年度は国の予算が付かなかったため、来年度から事業が進められるよう国に要望しており、事業者とも連携しながら、来年度、県として予算を計上しているところです。

【委員】

ありがとうございました。私たちにとっては、点字ブロックの内方線というのほども必要ですので、どうぞよろしくお願いします。

【委員】

地域生活支援の⑦のグループホーム等の整備ということで予算を計上していただいています。箇所と人数の規模はどれくらい想定されていますか。

【事務局】

県単独事業と国の事業と二種類ありますが、グループホームにつきましては、県単独事業で 3 か所、国の事業で 1 か 2 か所と考えております。

【委員】

⑦のところにあります。福祉型障害児入所施設にコーディネーターを配置とありますが、これは今まであった仕組みですか。それとも新規に取り組むということですか。

か。

【事務局】

これまでの取組を引き続き進めるということでございます。

<追加資料（ペルプマーク）に基づき事務局から説明>

<主な質疑・意見等>

【委員】

私の団体は難病なので内部障がいが多いのですが、ヘルプカード、ストラップ型と、それぞれどうするといったことを整理してもらいたいのですが。

【事務局】

ヘルプカードについては、昨日2月20日から窓口で配布を始めたところです。ストラップは、樹脂製のものを来年度6月頃からの配布を予定しております。カードは、2月20日、昨日から配布を開始しています。

【委員】

有効性はどう違うのか。

【事務局】

カードタイプのものは、主にカバンの中や財布の中に入れて、必要な時に出してもらうというのが主な使い方ですが、カードをケースに入れてカバンやあるいは首から下げるといった使い方もあるかもわかりません。ご本人の使い方次第ですが、ぶら下げるような使い方をされた場合には、ストラップのものも、カードのものも同じような趣旨になると思います。ストラップの形の樹脂製のものにつきましては、主にはカバン等にぶら下げる仕様になっているものです。

【委員】

カードには個人情報を書かれているが、ストラップの方は個人情報が載っていないという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

カードの方は名前や病名、住所、電話番号等、細かく個人情報を書けるような仕様になっています。それを細かく書くかどうかは、個人の判断になりますので、個人情報を書かずにケースに入れてぶら下げるような形で持っていただくと、カードもストラップも同じような使い方になります。

ストラップの方も、裏側にシールを貼って個人情報を書くことができるシールをセットにして配布するので、ストラップの裏側に、例えば「私は耳が聞こえません」と

いった必要なことだけを簡易に書くことが可能という仕様になっています。

【委員】

周知があるので、配布日が決まったら事前に教えて下さい。

【事務局】

またご説明にあがらせていただきます。

【委員】

もしこれを、車のダッシュボードにおいて、障がい者用の駐車場に停車してあった時には、どのような取扱いになるのでしょうか。

【事務局】

三重県ではおもいやり駐車場利用証制度というのがあり、おもいやり駐車場の区画に利用証を持って止めていただくものです。

ヘルプマークについては、マークの意味等を普及啓発し、必要な方に持っていたとき、必要な時に使っていただくということで、正しい使い方の啓発をさせていただきます。おもいやり駐車場の制度についても、利用証を持たずに停めているからと言って、その人が不適正だから除外しようというものではございませんので、もしマークを置いて駐車している方がみえた場合、おもいやり駐車場利用証をお取りくださいという説明をさせていただく、それだけになると思います。他県からの情報で、それほど不正利用という情報は聞こえてきていないのが今の状況です。

【委員】

ヘルプマークの方が貰いやすいということであれば、悪用されるようなことも考えられなくはないかなということで、性悪説に立った質問でした。

【委員】

ユニバーサルデザイン班がこの取組をされているということで質問です。みえ障がい者共生社会づくりプランの中の最終ページ、ユニバーサルデザインの説明ですが、「障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるように施設、製品、制度等をデザインすること。」とあります。以前、車椅子駐車場、おもいやり駐車場などの啓発活動をされていたときには、駐車場という施設でありますので、デザインという意味でUD班の方がそれに取り組むのはすごく納得できたのですが、このヘルプカードになると、援助の配慮に関しての啓発になりますので、果たしてUDの班がすべきことなのか疑問があります。

【事務局】

様々な経緯があってUD班で取り組んでいるものでございますが、UD班ならではの

強みを活かしてやっていきたいと思いますので、ご支援いただければと思います。

(4) その他

【委員】

先程、第 1 の項で修正点がありました。そのチェックについては、委員長一任でよろしいですか。

【委員】

そのあたり、事務局はいかがでしょう。

【事務局】

再度、全ての委員様にお配りするのも、お手数をお掛けするかと思いますので、よろしければ委員長一任という形で進めていただけると、ありがたいと思います。

【委員】

委員の皆様いかがでしょうか。

会議で出た意見の内容と、それにどう対応するかという回答をお送りいただければ、チェックをしてお返しできるかと思います。そういう形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

終了